

中国人日本語学習者の意見文の捉え方
—学校教育における作文学習を背景に—
On Chinese Students' Perceptions of Japanese Opinion Writing:
From the Perspective of Writing in their Mother Tongue

前川 孝子 (Takako MAEGAWA)¹

要旨

本研究の目的は、中国人日本語学習者が、日本の意見文をどのように捉えているかを明らかにすることである。そのため、日本に留学経験のない大学で日本語を学ぶ中国人学生に2つの調査を行った。一つ目は、意見文の定義を作成してもらう。二つ目は、2つのタイプの意見文を示し、中国の文章の種類に当てはめてもらい、その理由を回答してもらう。調査の結果から、意見の捉え方を3つのタイプに分けることができる。これは、行動原理としての意見の3類型(大西 1997)に類似している。文章の種類判断では、一方の意見文を議論文、もう一方を記叙文と分類する意見が多数であった。その理由を分析すると、文章に必要な要素と共に表現方法(記叙・議論)に注目していることがわかった。意見文は、中国語では一般に「议论文(議論文)」と訳されるが、本研究の結果、学習者にとって、文章の目的や表現方法の点で中国の議論文と違いがあることがわかった。

キーワード：意見文、記叙文、議論文、説明文、中国人日本語学習者

Abstract

This paper intends to clarify what Chinese students who are learning Japanese language (CLJ) think of Japanese opinion writing (JOW). We asked college CLJs who had never studied in Japan to complete two surveys. One survey queried their definition of JOW. The other investigated their classification of two different kinds of JOWs. The first survey found that their definitions of JOW can be classified into three types, similar to Onishi's three action principles of opinion. The second survey found that many students regard the two types of JOWs as Chinese discussion writing and Chinese descriptive writing respectively. Although JOW is generally translated as discussion writing in Chinese, the analysis of CLJs' judgment reveals that these two kinds of writings are different for the CLJs in terms of their aims and methods of expressions. Based on these results, Japanese teachers can improve their methods of teaching second language learners.

Keywords: opinion essays, narrative essays, argumentative essays, explanatory essays, Chinese learners of Japanese

1. 問題の所在と本研究の目的

中国の学校教育における国語の作文では、「記叙文」「説明文」「議論文」という文章の種類、「記叙」「説明」「描写」「議論」「抒情」の文章表現が基本的な学習項目となっている(南本 1995)。高校・大学の入学試験科目である国語においては作文の配点が高く、試験問題の資料からも文章表現に基づき種類に応じた作文の書き分けが出来なければ

¹ 聖学院大学特任講師。メール：t_maegawa@seigakuin-univ.ac.jp.

© 2022 Journal of International and Advanced Japanese Studies, Master's and Doctoral Program in International and Advanced Japanese Studies, Degree Programs in Humanities and Social Sciences, Graduate School of Business Sciences, Humanities and Social Sciences, University of Tsukuba

高得点が得られないことが分かる（聞他編 2016a；聞他編 2016b）。これらの作文には、日本の意見文に直接対応する文章の種類は存在しない。しかし、中国での日本語教育においては、意見文を議論文と翻訳している場合が散見する。例えば、人民教育出版社発行の高等学校での日本語教科書に付された中国語での注記や、同教科書の中国語版教師用指導書では、教科書本文にある「意見文」が、中国語で「议论文（議論文）」と翻訳されている（人民教育出版社課程教材研究所・日语课程教材研究开发中心編著 2007a；人民教育出版社課程教材研究所・日语课程教材研究开发中心編著 2007b）。また、中国国内の日本語能力試験である「大学日语专业四级考试（大学日本語専攻四級能力試験）」「大学日语专业八級考试（大学日本語専攻八級能力試験）」では、課題作文に議論文の作文が課されているが、これは意見文もしくは小論文に相当する（許・Reika 他編 2015a；許・Reika 他編 2015b）。

すでに前川（2020）では、本研究の資料を用い、3 点が明らかになった。一つ目は意見文を「自分の意見を述べる」文章ととらえる傾向があること、二つ目は 1 つの意見文を議論文、1 つの意見文を記叙文と捉える傾向があるということ、三つ目は議論文や記叙文の文章に対する正確な認識を有していることである。しかし、一つ目の結果においては、それ以外の回答結果との違いを十分に検証していない。そして、どのような点において、議論文もしくは記叙文と捉えるのかまでの検証には至っていない。

本研究の目的は、上記の調査において未検討に終わった問題をふまえ、同調査における中国人日本語学習者の記述内容の分析から、中国人日本語学習者が日本の意見文を理解する際の着眼点を明らかにし、それによって彼らの意見文認識の特徴を示すことである。それをふまえて、日本語教育に見られる「意見文＝議論文」という認識が妥当であるか否かを検討したい。そして、本研究をとおり、学習者の認識枠組みを十分に理解した上での日本語教育における指導の在り方を考えていきたい。

2. 中国の学校教育で扱う作文の種類

2011 年版の中国の小・中学校の学習指導要領（义务教育语文课程标准）には、作文では、記叙性の文章（記叙性文章）、説明性の文章（説明性文章）、議論性の文章（議論性文章）、応用文（応用文）を学習することが記述されている。このうち「記叙性」「説明性」「議論性」の 3 つの文章は、それぞれ「記叙文」「説明文」「議論文」を指す²。以下では、汪（1998）をもとに、記叙文・説明文・議論文の基本的な概念を示す。

記叙文

記叙文とは、人物の言葉や行動、起こった出来事の経過を記述し描写することによって、そのストーリーの軸になる主題または意図を表現し反映する文章を指す。一般的に人物・時間・場所・出来事の起因・出来事の経過と出来事の結末の 6 つが含まれる。いわゆる 6 大記叙要素である。（汪 1998, 269）

説明文

説明文とは、ある事柄の道理や物事の紹介・説明・解説を内容とし、目的は主として人に新しい知識を与えることであり、表現方法としては説明を主とするような類の文章を指す。（汪 1998, 326）

² 「記叙文」「説明文」「応用文」は中国の“记叙文”“说明文”“应用文”の直訳である。中国語の直接引用や分析で用いる中国語用語には、日本語訳を示す。翻訳はすべて筆者による。

議論文

議論文が指すものは、議論を文章の主要な表現方法とし、事実を提示し道理を述べることを通じて、人・出来事・物事に対して、作者の見解（観点）や見方（看法）を表し、好きなもの、嫌いなもの、賛成するもの、反対するもの、好きではないもの、賛成しないものを明確に示す文章である。どの議論文にも論点・論拠・論証が必要である。これはいわゆる議論文の3要素である。（汪 1998, 298）

汪（1998）では、応用文の記述がないが、2003年発行の《写作大辞典》には、「応用文」は、「人々の日常生活、学習、仕事の中での対人関係、事業活動や公務の遂行などについての文章の種類」（庄他 2003, 393）と記されている。

以上の基本的説明からすると、日本の意見文に最も近いのは議論文であることが分かる。記叙文も議論文も意見を述べる点では共通しているが、記叙文は6要素を用い叙述をとおり何らかのテーマを伝えるものである。一方、議論文は論点・論拠・論証を示し書き手の意見を明示的に表現する。

続いて、学校教育で学習する表現方法について述べる。表現方法には、「記叙」「説明」「描写」「議論」「抒情」がある³。この表現方法の名称は、高等学校ならびに小・中学校での学習指導要領にも記されている（中华人民共和国教育部制定 2003; 中华人民共和国教育部制定 2012）。このうち、「記叙」「説明」「描写」は客観的表現、「議論」「抒情」は主観的表現とされており（人民教育出版社中学文室編著 2001）、この「議論」は日本語の「議論」とは意味が異なる。以下の叙述と関連する「記叙」「議論」について汪（1998）の説明を引用する。

記叙

記叙とは、記録と叙述のことである。記叙は叙述とも言える。叙述は最も基本的な表現であり、また、文章の中で最も基本的であり、最も一般的な方法でもある。記叙とは、人物の経歴や行為または事柄（事物）の発生や発展変化を文字で表現していくことである。（汪 1998, 76）

議論

表現形式としての議論は、主に人や出来事（事物）に対する、つまり客観的・主観的な世界に対する作者の観点や見方を、比較的強い感情的な傾向を持って表現したものである。あるいは、議論とは、事実を提示し、道理を述べ、是非を論じることであり、また、賞賛と批判を示すとも言える。（汪 1998, 100）

このように中国では、文章の種類ならびに表現方法を意識して作文を書くことが要求される。どの表現方法を用いるかは文章の種類によって規定されている。

³ 「記叙」「説明」「描写」「議論」「抒情」は中国の“记叙”“说明”“描写”“议论”“抒情”の直訳である。

3. 調査の概要

3.1 調査時期と対象者

調査は、中国語を母語とし、日本への留学経験がない日本語専攻の中国人大学生（以下、「学習者」とする）を対象に行なった。調査日時は 2018 年 6 月である。学習者は瀋陽市内の A 大学 22 名（日本語能力は上級 2 名、中上級 20 名）、大連市内の B 大学 29 名（日本語能力は上級 23 名、中上級 6 名）、合計 51 名である。日本語能力の上級とは、日本語能力試験の N1 の合格者、中上級とは日本語能力試験の N2 合格者と「大学専攻日語四級考試」の合格者を指す。調査対象はすべて 2 年生以上であり、この学年で“日語写作”（日本語作文）という名称の作文の授業を履修済みである。大学による回答の偏りはみられなかった。調査対象には、それぞれ cs1 から cs51 の ID 番号を付す。

3.2 調査方法

調査内容は以下のように 2 つに分かれる。

一つ目は、意見文の定義の作成である（調査 1「意見文の定義を問う質問紙」参照）。これは、中国人日本語学習者が「意見文」を、自身の学習した文章の種類と照らし合わせて、どのように認識しているのかを検証するためである。二つ目は、A と B、2 つのタイプの意見文を示し、中国の文章ではどの種類の文章に当てはまるかを問い、その理由を回答してもらおう（質問紙 2「文章の種類を問う質問紙」参照）。2 つの質問は、相互に影響を与えようと考え、表裏印刷をし、同時には見えないようにした。

調査 2 で用いた 2 編の作文は、前川（2017）が設定した意見文の 5 類型のうち、「探求思索型意見文」と「感想型意見文」であり、前者を作文 A、後者を作文 B とした⁴。この 2 つを用いたのは、行動原理の観点からも文章構造の観点からも、意見文の類型として差異が大きいからである。文章の難度については、国際交流基金・日本国際教育支援協会（1994）の『日本語能力試験 出題基準 [改訂版]』に基づき、旧日本語能力試験 2 級程度のものでした。中国の大学で日本語教師をしていた中国語母語話者 2 名に依頼し、日本語の語彙による意味類推が可能なレベルの文章であるかを確認した。

作文 A は日本の国語教科書における模範文章「何気なく言った言葉」を使用した。一方、作文 B は、同様の長さや難度で適当なものがなかったため、新聞の投書を想定し、筆者が作成した⁵。なお、作文 A・B の本文は、調査結果を述べる「5.1 作文 A の概要」「6.1 作文 B の概要」の項で掲出する。

⁴ この類型は、作文産出におけるアイデアの創出と組織化である「創構」過程の行動原理として大西（1990, 1997）が指定した「感想型意見」「思索型意見」「解決型意見」を、意見文のタイプの指標となる意見そのものの類型として捉え直し、再定式化したものである。意見の類型により意見文を「感想型意見文」「思索型意見文」「解決型意見文」の三つに大別し、さらに「思索型意見文」のもとに「探求思索型意見文」「二項対立思索型意見文」「疑問解明思索型意見文」の下位分類を設ける。

⁵ 2000 年から 2018 年までに発行された古典教科を除く全ての国語教科書（215 冊）を対象に意見文の掲載を調べた。本研究で使用する資料は、その結果、37 編が掲載されていたものの 1 編である。資料は題名が記載されていなかったため、文章の一部を筆者が付したものである。なお、作文 B では投書を想定した文章であるが、投書としての意見文は実際の教科書でもこの期間の教科書には 10 編が掲載されている。

以下、具体例を示す。なお、句読点や誤用は全て回答者が記したとおりである。

自分の意見を述べるもの

- (1) 意見文とは、あることに対して意見を言う作文です。(cs13)
- (2) 意見文とは、最近よく注目されることに、自分の意見を表す作文です。(cs45)

議論文と同類のもの

- (3) 意見文是对某一现象发表自己看法的作文。(ある現象に対して自分の見方を述べること) (cs32)
- (4) 意見文是和议论文相似表达作者鲜明观点意见的作文。(作者のはっきりした観点や意見を表現する議論文に近いもの) (cs42)

アドバイスや改善方法を示すもの

- (5) 意見文とは、アドバイスを提出する作文です。(cs2)
- (6) 意見文是提出作者对某一事物具体的建议和措施的作文。(ある物事に対する作者の具体的な提案や対策を提示する) (cs21)

なお、複数のタイプを含む回答の例として以下のものがある。

- (7) 意見文とは、自分の意見やすすめを述べる作文です。(cs6)
- (8) 意見文是针对社会事件的议论和建议的作文。(社会の出来事に焦点を当てた議論と提案) (cs15)

以上の3つの分類に属さない回答として、以下の3つのものがあった。(11)は記叙文のことを指しているように思われる。

- (9) 意見文とは、何かの社会現象や文学などに評論、批評する作文です。(cs23)
- (10) 意見文是表达自己的意见, 希望别人怎样去做的作文。(他の人にどうしてほしいか、自分の意見を述べること) (cs39)
- (11) 意見文とは、日常の出来事を例にして自分の願いを述べる作文です。(cs46)

4.2 作文 A と作文 B の認定結果

作文 A と作文 B の認定結果は表 2 のとおりである。大学による回答の偏りは、作文 A では見られなかったが、作文 B を記叙文とする回答については、わずかながら見られた。

	議論文	記叙文	説明文	散文	小説	ない	分からない	その他	計
作文 A	44 (86.3%)	5 (9.8%)	2 (3.9%)	-	-	-	-	-	51 (100%)
A 大学	19 (86.4%)	2 (9.1%)	1 (4.5%)	-	-	-	-	-	22 (100%)
B 大学	25 (86.2%)	3 (10%)	1 (3.4%)	-	-	-	-	-	29 (100%)
作文 B	4 (7.8%)	37 (72.5%)	2 (3.9%)	3 (5.9%)	2 (3.9%)	-	1 (2.0%)	2 (3.9%)	51 (100%)

A 大学	3 (13.6%)	14 (63.6)	2 (9.1%)	1 (4.5%)	1 (4.5%)	-	-	1 (4.5%)	22 (100%)
B 大学	1 (3.4%)	14 (79.3%)	-	2 (6.9%)	1 (3.4%)	-	1 (3.4%)	1 (3.4%)	29 (100%)

・各項目の上段の数字は回答数を示し、下段は割合を示す。

表 2 作文 A と作文 B の選択結果

5. 作文 A の調査結果

5.1 作文 A の概要

初めに資料として用いた作文 A を示す。数字は段落番号、丸数字は文番号である。

この文章では、文⑰で書き手が意見の正当性を証明するために自分の意見と相反する意見を取り上げ、文⑱でその意見に対し自身の意見を述べ、文㉑で自身の意見が正しいことを証明するという譲歩の表現がある。そのため、「書き手が意見の正当性を証明するために自分の意見とは相反する意見を取り上げ、その意見に対し自身の意見を述べ、自身の意見が正しいことを証明する文章が含まれる」（前川 2017, 66）「探求思索型意見文」に当てはまる。

作文 A

題名「何気なく言った言葉」

1①登校の途中、友達とおしゃべりしていたときのことである。

②話題が、先日行われたテニス大会のことになった。

③その大会には共通の友人である A さんが出場していたが、準優勝であった。

④わたしは、「A さん、惜しかったねえ。もうちょっとがんばってればねえ。」と話した。

⑤すると、その日の夜、A さんから電話があり、「わたしだって一生懸命テニスの練習をしているのに、どうして非難されなければいけないのか。」と抗議を受けた。

⑥わたしは「もう少しで優勝だったのに。」のつもりで「がんばってれば。」と言った。

⑦しかし、A さんには「ふだんからもっと練習でがんばってれば。」と伝わったのだ。

⑧きちんと説明をして誤解がとけたが、一つ間違えると友人を失ってしまいかねないという経験をした。

2⑨ものを言うことは確かに難しい。

⑩何気なく言った言葉が人の心を傷つけることも多い。

⑪発言をする際にはよほど注意して言うべきである。

⑫正しく伝わらないと困る場合や、誤解が起こりやすい問題についてはへたに発言することは慎んだほうがよい。

3⑬自分の言ったことが、必ず相手に正しく伝わるとは限らない。

⑭どんなに正しい表現であっても、相手が誤解や曲解をするかもしれない。

⑮そして、相手が正しく理解しているか誤解しているかは分からないこともある。

⑯そう考えれば、正しく理解されるという保証のない場合は、むやみな発言は避けたほうがいいことになるだろう。

4⑰もっとも、「不注意な発言を慎んでいたら、言いたいことが言えなくなる。」という意見もあるだろう。

- ⑱しかし、全ての発言を慎む必要はない。
- ⑲他人の心を傷つけるおそれのある発言だけを慎めばよい。
- ⑳他人を思いやるのは人として当然のことであり、そうすれば、自分の発言についての判断はおのずとできるはずである。
- ㉑その判断をせずに黙ってしまう必要はないのである。

(『国語表現Ⅱ 改訂版』(2007) 京都書房, pp. 70-71.)

5.2 議論文と認定した理由

議論文と認定した理由は、大きく3つに分けられる(表3)。「論点」とは、議論文の定義に含まれる作者による問題の見方のことで、同義である「观点」「看法」「见解」などの言葉が書かれているものも、ここに含める。1つの回答に2つのタイプが含まれている場合(回答数6)は、それぞれのタイプに数を加算する。

回答の内容	回答数
「論点」という語彙を含む回答	15
「例」という語彙を含む回答	15
「議論」という語彙を含む回答	12
3つの分類に属さないもの	3

表3 議論文と認定した理由の回答の内容

以下、回答例を示す。四角で囲ったものが該当する語彙である。

「論点」を含むもの

- (12) Aの作文は、友達と話す時も誤解や曲解しやすい言葉を選ばなくて、自分の判断を通して必要な場合で黙る方がいいの論点を提出した。(cs8)
- (13) 第一段通过记述的方式交代了作者亲身经历的一件事，为事实论据，以此来证明下三段的观点，即“言葉を注意する”。最后一段点明了论点。(第一段落では、記述という手段をとおして作者が自ら経験したことを説明して事実論拠とし、これによって、次の3つの段落の観点、すなわち「言葉を注意する」を証明する。最後の段落は論点が明らかになる。) (cs42)

「例」を含むもの

- (14) 自分の意見をしようこうするために、例をあげる。(cs2)
- (15) A作文举了我说的话让友人A误解了的例子。说明了一个道理，这是议论文的特点(作文Aでは、私の言ったことを友人Aが誤解した例を挙げている。一つの道理を説明しているが、これは議論文の特徴である。) (cs3)

「議論」を含むもの

- (16) 自分の経験によって、何気なく言った言葉の悪いところを議論する。(cs15)
- (17) 議論が多い。目的は議論を述べる。(cs39)

以下の例(18)は、議論文と認定しながらも違和感を表明している。

(18) 和高中时写的作文差不多。提出一个论点，举例证明论点。只是格式和高中作文不一样，虽然也有同学是用这种格式写的，但是不规范。（高校生の時に書いた議論文に似ている。論点を出し、その論拠となる例を挙げる。ただし文章の型は高校の作文とは同じではなく、この型で書く学生はいるが、規範的ではない。）（cs28）

5.3 議論文以外の文章と認定した理由

以下は、作文 A を議論文以外の文章として認定した回答の具体例である。

記叙文としたもの

(19) 记述文讲述一件事并说一下自己的感想。虽然有议论部分，但议论文不能用自己的事情，而需要更有说服力的事例。然后讲自己的看法。（記叙文は1つのことを述べ、併せて、自分の感想を述べる。記叙文は議論の部分があるが、議論文は自分のことではなく、もっと説得力のある事例が必要である。その後、自分の考えを述べる。）（cs7）

(20) 只是记叙了一件事。（ただ1つの事を叙述しただけである。）（cs35）

作文 A を記叙文と認定した理由として、例(19)では意見の不十分さが挙げられ、例(20)では、意見が書かれていると判断できないことが挙げられている。

説明文としたもの

(21) A の作文の最初の段落は中国の語文に「举例子」と呼ばれる。その目的はあとの文書を理解やすいである。A の作文は発言の謹慎の重要性と説明した。（cs22）

(22) この作文、何気なく言った言葉について説明した。それはどんな言葉とその影響、それを避ける方法を説明した。（cs33）

例(21)では、初めの段落を、後段の叙述のための例を挙げたもの（「举例子」）と解釈し、全体を一般的な事柄（「発言の謹慎の重要性」）の説明と解している。例(22)も、一般的な事柄（「どんな言葉とその影響、それを避ける方法」）に対する説明文であると解釈している。両者に共通するのは、文章の主題を、書き手独自の意見とは認識していないことである。そのため、前半の記述を、意見を裏付けるための論拠と捉える例(13)とは異なり、一般的な事柄を説明する例として把握しているといえる。

6. 作文 B の調査結果

6.1 作文 B の概要

まず、資料として用いた作文 B を示す。文⑪が意見で、その理由は文①から文⑩である。さらに、文⑭で著者の願望（意見）を示すが、その理由は文①から文⑬である。

作文 B

題名「満員電車での出来事」

1①ある日、子供を取り囲む社会の在り方について考えさせられる出来事があった。

2②私はいつも満員電車に乗って学校に通っている。

③電車の中はとても息苦しく、皆イライラしているように見える。

3④会社員風の若い父親が小さな女の子を連れて電車に乗ってきた。

⑤私はそれを見て、あんな小さな子供を電車に乗せるなんて酷い親だなと思っていた。

⑥また、誰か席を譲ってあげないと小さなこどもが立っているのは辛いだろうなとも感

- じていた。
- ⑦二人の目の前に座っていた男性は新聞を夢中になって読んでいたが、子供の声で二人に気づき、席を譲った。
- ⑧女の子は席に座ると、「おじさん、ありがとう。」と言った後、「大丈夫?」とその男性の重たそうなかばんを持ってあげようとしていた。
- ⑨その可愛い声と仕草に電車の重たい空気が変わり、たくさんの人の表情が微笑みに変わった。
- 4⑩二人の会話から母親が体調を崩し、父親の両親のところに子供を預けに行くところだということがわかった。
- ⑪普段、小さな子供と接する機会は少ないが、こんなに電車の空気を変えられる子供の力に感動した。
- 5⑫一方、東京では保育園が不足し、子供を預けられないことが問題にもなっている。
- ⑬保育園がもっと利用しやすければ、会社員の父親も子供を連れて満員電車に乗る必要もないのと思った。
- ⑭早くこの問題が解決することを願う。

(論文筆者作成)

6.2 記叙文と認定した理由

記叙文と認定した理由は、大きく3つに分類することができる(表4)。回答の記述が2つのタイプを含む場合(回答数4)は、それぞれに加算する。

回答の内容	回答数
記叙(記述)が中心に書かれた文章	17
話を記述(記叙)された後に感想が書かれている	17
記叙文の要素を含む回答	6
3つに分類した回答に属さないもの	1

表4 記叙文と認定した理由の回答の内容

以下に回答例を示す。四角で囲ったものが該当する語彙である。

記述が中心に書かれた文章

- (23) 記叙了电车上发生的事件。(電車で起こった出来事を記述する。)(cs3)
- (24) 以记叙为主要表达内容(主要な表現が記述である)(cs30)

話が記述された後に感想が書かれている

- (25) ある事実をあげます。そして、作者がその事実を見た後自分の感想を説明します。(cs1)
- (26) 議論の部分は、記叙の部分の総括として存在している。文章の主は記叙です。(cs45)

「記叙文の要素」を含む回答

- (27) 说明是自然身边发生的事, 现实存在的事, 事情经过发展结果影响, 自己本身想法, 现实问题提出等(自然や身近に起こること、現実存在すること、出来事の経過、発展、結果、影響、自分の考え方、現実問題が提起されることを説明する)(cs48)

上記のうち後者2つをどちらも含む回答は4つあった。

(28) 全篇在叙述一件事情, 有[人物], [地点], [事件], 最后写出了作者的感想。(作品全体が1つの出来事を叙述していて、人物、場所、出来事があり、最後は作者の感想を書いている。) (cs12)

3つに分類した回答に属さないもの

(29) 文章のたくさんの部分は自分のことを書きます。この文章は、作者の生活の中で小さなことを書きます。(cs38)

以上、記叙文と認定した理由はいずれも出来事が記述されていることに注目したものである。

6.3 記叙文以外の文章と認定した理由

以下、具体的な回答例を示す。

議論文と認定したもの

(30) Bの作文は最初から子供と社会の問題を提出した。真ん中の段落は中国の語文に「事実な論据」と呼ばれる。最後にも自分の考えと伝えていた。(cs22)

(31) 有论点和论据。(論点と論拠がある。)(cs27)

散文と認定したもの

(32) タイトルは「出来事」で、あとは、正文で全部こと満員電車のことを書きますので、この作文は散文だと思います。(cs20)

説明文と認定したもの

(33) 現実のことは現実の現状を表現します。(cs17)

小説と認定したもの

(34) 作文以“我”为主人公, 以我的视角来看电车内发生的一切, 来映射现实中人的身份并提出了问题, 所以我个人认为是小说体裁(この作文は、「私」を主人公にして、電車の中で起きていることを私の視点から見て、現実の人々の状況を投影し問題を出したりしているので、個人的には小説のジャンルだと考える)(cs16)

なお、このほかに、「意見文」とするもの(cs4)と“夹叙夹议”とするもの(cs42)があった。「夹叙夹议」とは、「只把叙述与议论结合起来的表达方法(叙述と議論だけを結合させた表現方法)」(庄他 2003, 532)ということである。

以上のうち、例(32)(33)(34)は記述に注目しているが、それぞれ理由は異なるものの記叙文とすることには留保があると言える。一方、例(30)(31)は議論文としており、文の叙述部分を単なる記述ではなく論拠と見なしていることが分かる。

7. 考察

調査 1

分析の結果、中国人日本語学習者による日本の意見文の定義は、「自分の意見を述べるもの」「中国の議論文に類似したもの」「提案・アドバイスをするもの」に集約される。これは、大西（1990；1997）が、創構過程の行動原理として示した意見の3類型、「感想型意見」「思索型意見」「解決型意見」におおむね対応している。意見文における「意見」は、このような3つのタイプの意見を含んでいるが、中国人日本語学習者は、それぞれにそのうち1つのタイプのみに焦点を当てているということになる。

また、意見を議論としてとらえる記述も目立った。ここでの「議論」は、特定の観点や見方から評価を示すもの（既述）である。このような立場からは、日本の意見文は、上記の意味での「議論」が不十分と見なされる可能性がある。例(11)のように、日本の意見文を記叙文と認定するのは、このような背景から理解できると思われる。

調査 2

調査 2 では、作文 A（探求思索型意見文）を議論文、作文 B（感想型意見文）を記叙文と認定する回答が最も多かった。このような認定をもたらした理由をそれぞれ検討する。

調査 2A

いくつかの回答では、議論文と認定しつつも、議論文と見なすには不十分であるとしていた。

議論文と認定した回答では、「論点」「例」「議論」がキーワードになっている。日本の意見文は自分の意見を述べること自体を主眼としており、どのような観点から述べるかということは特に意識されていない。一方、中国人日本語学習者の場合、既述のように、自分の意見を述べる場合、論点・論拠・論証をどのように書くかを意識している。また、どのような観点で主張するかということとともに、どのように証明するかということも重視される。この点からすると、例を論拠として自身の主張を証明するというのは、議論文では「例証法」に相当する。

何らかの観点で、特定の論点を、意見を述べるための方法（論証）を用いて述べていると見なした場合、作文 A を議論文と認定していると考えられる。一方、そうした議論文の要件が一部欠けている、ないしは意識的に用いていないと判断した場合、本節冒頭に示したように、議論文と見なすには不十分という認定に至ったと考えられる。

調査 2A における少数意見については、作文 A における意見を、議論文におけるような意見と見なすことができなかつたため、記叙文ないし説明文と判断したといえる。そのうえで、記述内容を、実際に起こった出来事の叙述と考えるか、一般的な事柄を説明するための例と考えるかで、記叙文か説明文かという判断が分かれたものといえる。この結果からは、議論文における意見がどのようなものかについて、学習者の間に明確な認識があるといえる。例(7)の記述からすると、この認識自体は、作文 A を議論文と判断した学習者と共通していると考えられる。

調査 2B

記叙文は、6つの要素をともし何らかのテーマを伝えるものである（汪 1998, 269）。例(27)、例(28)では、四角で囲った箇所が記叙文の要素に該当する。中国人日本語学習者は、作文Bの内容を、出来事の叙述により何らかの意図を伝えるものであると判断したことが分かる。最終文が作者の意見であることは読み取られているが、それが主たる内容であるとは考えられていない。意見文として見ると、満員電車での出来事は意見に対する論拠であり、単なる出来事の記述ではないが、そのような捉え方をする回答は見られなかった。もっとも、作文Bを議論文ととらえ、論点・論拠があるとみなす回答も少数ながらあったので、中国人日本語学習者の間でも、論拠や論証の認定については、一定の幅があると考えられる。

上記の結果から、単に意見を述べるだけではなく、その意見が正しいという「議論」（上述）をすることが、議論文にとって重要であるという認識を見出すことができる。それ故、そうした要素が希薄なタイプの意見文は、議論文とは見なされない傾向があるということになる。

8. まとめと今後の課題

調査の結果、「意見文＝議論文」という認識は、意見文に対する認識の一部をとらえたものであり、実際には意見文における「意見」と議論文の「議論」には明確な差異があり、後者においては書き手の見方・観点・論拠や特定の表現方法が必須とされていることが明らかになった。一方、学習者個々人の認識においては「議論」の認定に幅が見られることも示された。中国人日本語学習者に対する意見文の教育においては、「議論文」ではなく「意見文」であることを明確にした上で、学習者自身の認識を考慮して指導にあたる必要があるが、日本語を母語とする人から見て違和感のない作文を習得する上で必要な点と思われる。

調査1に関しては、提案型意見を含めた3種類の意見文を判別してもらった方が、より明確な結果が出たかも知れない。また、調査1の回答と調査2A・2Bの判別の相関関係などについては、今後の課題とする。

参考文献

日本語文献

大西道雄（1990）『意見文指導の研究』溪水社

大西道雄（1997）『作文指導における創構指導の研究』溪水社

国際交流基金・日本国際教育支援協会（1994）『日本語能力試験 出題基準[改訂版]』凡人社

前川孝子（2017）「意見文における意見の類型とその変遷 —国語教科書（1960年代～2010年代）のモデル作文を資料として」『アカデミック・ジャパニーズ・ジャーナル』(9) <http://academicjapanese.jp/dl/ajj/ajj9.64-72.pdf>（2020年6月2日最終アクセス）

前川孝子（2020）「中国人日本語学習者は意見文をどのようにとらえているか：中国の大学での質問紙調査から—」『日本語教育方法研究会誌』26(2), 72-73. 日本語教育方法研究会ポスター発表

南元義一（1995）『中国の国語教育』溪水社

中国語文献

- 人民教育出版社课程教材研究所·日语课程教材研究开发中心(编著)(2007a)《普通高中课程标准实验教科书 日语 选修 应用写作入门》人民教育出版社
- 人民教育出版社课程教材研究所·日语课程教材研究开发中心(编著)(2007b)《普通高中课程标准实验教科书 日语 选修 应用写作入门 教师教学用书》人民教育出版社
- 人民教育出版社中学文室(编著)(2001)《九年义务教育三年初级中学教科书语文第二册》人民教育出版社
- 汪丽炎(1998)《汉语语文学知识丛书 汉语写作》上海大学出版社
- 许小明·Reika 主编(2015a)《高等院校日语专业四级考试 10 年真题与详解》华东理工大学出版社
- 许小明·Reika 主编(2015b)《高等院校日语专业八级考试 10 年真题与详解》华东理工大学出版社
- 中华人民共和国教育部(2012)《义务教育语文课程标准(2011 年版)》北京师范大学出版
- 中华人民共和国教育部(2003)《普通高中语文课程标准(实验)》人民教育出版社
- 庄涛·胡郭骅·梁冠群主编(2003)《写作大辞典》汉语大词典出版社
- 闻钟主编(2016a)《中考满分作文特辑》南京大学出版社
- 闻钟主编(2016b)《高考满分作文 10 周年纪念版》南京大学出版社
- 日本語資料
- 「(二)どのようにして意見を持つか【文章例】」2007 年『国語表現Ⅱ 改訂版』京都書房, pp. 70-71.